

# 第134期 定時株主総会 招集ご通知

## ■ 開催日時

平成28年6月23日（木曜日）午前10時

## ■ 開催場所

岩手県盛岡市中央通一丁目2番3号  
当行本店9階会議室  
(裏表紙のご案内略図をご覧ください。)

## インターネットおよび郵送による 議決権行使期限

平成28年6月22日（水曜日）午後5時15分



The Bank of Iwate, Ltd.

証券コード：8345



## 目次

第134期定時株主総会招集ご通知	1
(株主総会参考書類)	
第1号議案 剰余金の処分の件	3
第2号議案 取締役3名選任の件	4
第3号議案 監査役3名選任の件	6
(添付書類)	
事業報告	8
計算書類	29
連結計算書類	31
監査報告書	33
インターネットにより議決権を行使される場合 のお手続きについて	36
株主総会会場ご案内略図	

証券コード 8345

平成28年6月1日

株 主 各 位

岩手県盛岡市中央通一丁目2番3号  
株式会社 **岩手銀行**  
取締役頭取 田口幸雄

## 第134期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜わり厚く御礼申し上げます。

さて、当行第134期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成28年6月23日（木曜日）午前10時
2. 場 所 岩手県盛岡市中央通一丁目2番3号  
当行本店 9階会議室
3. 株主総会の目的事項  
報告事項 1. 第134期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）事業報告および計算書類の内容報告の件  
2. 第134期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

## 決議事項

- |       |           |
|-------|-----------|
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件  |
| 第2号議案 | 取締役3名選任の件 |
| 第3号議案 | 監査役3名選任の件 |

### 4. 議決権の行使についてのご案内

#### (1) 郵送による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年6月22日(水曜日)午後5時15分までに到着するようにご送付ください。

#### (2) インターネットによる議決権行使の場合

当行指定の議決権行使サイト (<http://www.evotep.jp/>) にアクセスいただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否をご入力ください。

なお、インターネットによる議決権行使に際しましては、後記(36頁から37頁まで)の「インターネットにより議決権を行使される場合のお手続きについて」をご確認いただき、平成28年6月22日(水曜日)午後5時15分までに行ってくださいようお願い申し上げます。

#### (3) 複数回にわたり行使された場合の取扱い

郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取扱わせていただきます。

また、インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使されたものを有効な議決権行使として取扱わせていただきます。

以上



- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、事業報告の「当行の新株予約権等に関する事項」、計算書類の「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」および「連結注記表」につきましては、法令および定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当行ホームページ (<https://www.iwatebank.co.jp/ir/stock/meeting.html>) に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。  
したがって、本招集ご通知の添付書類は、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした事業報告、計算書類および連結計算書類の一部であります。
- ◎ 株主総会参考書類および添付書類の記載事項を修正する必要がある場合は、修正後の内容を当行ホームページ (<https://www.iwatebank.co.jp/ir/stock/meeting.html>) に掲載いたしますのでご了承ください。

# 株主総会参考書類

## 議案および参考事項

### 第1号議案 剰余金の処分の件

当行は、銀行業として公共性と経営の健全性確保の観点から、内部留保の充実を図るとともに、株主のみなさまへ安定的な配当を継続することを基本方針としております。この配当方針のもと、第134期の期末配当およびその他の剰余金の処分につきましては、当事業年度の業績、経営環境ならびに今後の事業展開を総合的に勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### 1. 期末配当に関する事項

##### (1) 配当財産の種類

金銭といたします。

##### (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当行普通株式1株につき金35円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は621,517,190円となります。これにより、すでにお支払いさせていただいております中間配当金1株につき35円と合わせ、年間の配当金は1株につき70円となります。

##### (3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成28年6月24日といたしたいと存じます。

#### 2. その他の剰余金の処分に関する事項

##### (1) 減少する剰余金の項目およびその額

繰越利益剰余金	6,000,000,000円
---------	----------------

##### (2) 増加する剰余金の項目およびその額

別途積立金	6,000,000,000円
-------	----------------

## 第2号議案 取締役3名選任の件

取締役荒道泰之氏は、平成28年3月31日をもって辞任し、また、取締役斎藤雅博氏、坂本修氏は、本定時株主総会終結の時をもって辞任されますので、取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本取締役候補者は、荒道泰之氏、斎藤雅博氏、坂本修氏の補欠として選任されることとなりますので、その任期は当行定款の規定により、在任取締役の任期満了の時であります平成29年開催の定時株主総会終結の時までとなります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

### 取 締 役 候 補 者

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、当行における地位および重要な兼職の状況	所有する 当行株式 の数
1	たかはし ひろあき <b>高橋 博昭</b> (昭和36年1月29日生)  <b>新 任</b>	昭和59年4月 当行入行 平成19年4月 同 本店営業部長代理兼営業渉外課長 平成21年4月 同 平舘支店長 平成23年6月 同 審査部長 平成26年6月 同 東京営業部長 平成26年7月 同 執行役員東京営業部長	700株
<b>【取締役候補者とした理由】</b> 高橋博昭氏は、平舘支店長を経験したほか、審査・融資管理部門を担当するなど、銀行業務全般に精通しております。平成23年6月からは部長として、平成26年7月からは執行役員として、審査部・東京営業部を統括しており、銀行の経営管理を的確、公正、効率的に遂行できる能力と十分な社会的信用を有していることから、取締役として選任をお願いするものであります。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当行における地位および重要な兼職の状況	所有する 当行株式 の数
2	さとう もとむ <b>佐藤 求</b> (昭和36年2月13日生) <b>新任</b>	昭和58年4月 当行入行 平成17年10月 同 緑が丘支店長 平成20年10月 同 事務開発部長代理 平成21年4月 同 事務開発部副部長 平成23年7月 同 事務開発部長 平成25年4月 同 システム部長 平成27年7月 同 執行役員システム部長	400株
	<b>【取締役候補者とした理由】</b> 佐藤求氏は、惣門支店長・緑が丘支店長を経験したほか、人事・営業企画・事務開発（システム）部門を担当するなど、銀行業務全般に精通しております。平成23年7月からは部長として、平成27年7月からは執行役員として、システム部門を統括しており、銀行の経営管理を的確、公正、効率的に遂行できる能力と十分な社会的信用を有していることから、取締役として選任をお願いするものであります。		
3	ささき やすし <b>佐々木 泰司</b> (昭和36年6月23日生) <b>新任</b>	昭和59年4月 当行入行 平成17年10月 同 人事部長代理 平成21年4月 同 遠野支店長 平成24年6月 同 リスク管理部長兼金融商品管理室長 平成25年4月 同 リスク統括部長兼金融商品管理室長 平成27年6月 同 総合企画部長	0株
	<b>【取締役候補者とした理由】</b> 佐々木泰司氏は、遠野支店長を経験したほか、人事・リスク管理・企画部門を担当するなど、銀行業務全般に精通しております。平成24年6月からは部長として、リスク管理部（リスク統括部）・総合企画部を統括しており、銀行の経営管理を的確、公正、効率的に遂行できる能力と十分な社会的信用を有していることから、取締役として選任をお願いするものであります。		

(注) 3氏とも当行との間には特別の利害関係はありません。

### 第3号議案 監査役3名選任の件

監査役佐藤克也氏、池田克典氏、小原忍氏は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

#### 監査役候補者

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当行における地位および重要な兼職の状況	所有する 当行株式 の数
1	さとう かつや <b>佐藤 克也</b> (昭和30年9月30日生) <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div>	昭和53年4月 当行入行 平成16年4月 同 法人営業部長 平成19年6月 同 仙台営業部長 平成21年7月 同 執行役員仙台営業部長 平成22年4月 同 執行役員営業統括部長 平成22年6月 同 取締役営業統括部長 平成24年6月 同 取締役東京営業部長 平成26年6月 同 常勤監査役（現任）	2,600株
<b>【監査役候補者とした理由】</b> 佐藤克也氏は、平成22年以降、4年間にわたって取締役を経験し、取締役の職務執行の監査を的確・公正・効率的に遂行できる知識・経験と十分な社会的信用を有していることから、監査役として選任をお願いするものであります。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当行における地位および重要な兼職の状況	所有する 当行株式 の数
2	<p>おぼら しのぶ 小原 忍 (昭和33年3月16日生)</p> <p>再任</p> <p>社外監査役候補者</p> <p>独立役員</p>	<p>昭和55年4月 北海道放送株式会社入社 平成2年12月 株式会社岩手めんこいテレビ入社 平成16年6月 同 取締役 平成17年6月 株式会社マ・シェリ代表取締役社長 平成18年6月 株式会社岩手めんこいテレビ常務取締役 平成21年6月 同 専務取締役 平成24年6月 当行監査役(現任) 平成27年6月 株式会社岩手めんこいテレビ取締役副社長(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社岩手めんこいテレビ取締役副社長</p>	0株
<p><b>【監査役候補者とした理由】</b></p> <p>小原忍氏は、経営者としての豊富な経験や幅広い識見を当行の監査体制に活かしていただくため、社外監査役として選任をお願いするものであります。同氏は、現在当行の監査役であり、社外監査役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって4年となります。</p>			
3	<p>もちづき まさひこ 望月 正彦 (昭和27年1月30日生)</p> <p>新任</p> <p>社外監査役候補者</p> <p>独立役員</p>	<p>昭和49年4月 岩手県入庁 平成15年7月 久慈市助役 平成20年4月 岩手県盛岡地方振興局長 平成22年6月 三陸鉄道株式会社代表取締役社長(現任) (重要な兼職の状況) 三陸鉄道株式会社代表取締役社長 (平成28年6月退任予定)</p>	0株
<p><b>【監査役候補者とした理由】</b></p> <p>望月正彦氏は、岩手県盛岡地方振興局長・久慈市助役としての豊富な行政経験や経営者としての幅広い識見を当行の監査体制に活かしていただくため、社外監査役として選任をお願いするものであります。</p>			

- (注) 1. 当行は、望月正彦氏が代表取締役社長を務める三陸鉄道株式会社に対し、貸出金等の取引があります。他の監査役候補者と当行の間には特別の利害関係はありません。
2. 小原忍氏につきましては、戸籍上の氏名は田中忍であります。職業上使用している氏名で表記しております。
3. 社外監査役との責任限定契約について  
当行は、社外監査役候補者小原忍氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、任務を怠ったことによって生じた当行に対する損害賠償責任を法令で定める最低責任限度額とする旨の責任限定契約を締結しております。同氏が再任された場合には、当該契約を継続する予定であります。また、望月正彦氏が選任された場合には、同氏との間で当該契約を締結する予定であります。

以上



## 1. 当行の現況に関する事項

### (1) 事業の経過および成果等

#### ① 主要な事業内容

当行は、岩手県と隣接地域を営業基盤として、預金業務、貸出業務を中心に、有価証券投資業務、内国為替業務、外国為替業務、公共債・投資信託・保険商品の窓口販売業務および信託業務等を行い、地域のお客さまに幅広い金融サービスを提供しております。

#### ② 金融経済環境

平成27年度の国内経済につきましては、年度前半は消費増税に伴う反動減が一巡し、雇用・所得環境や企業収益が改善傾向で推移しましたが、年度後半は新興国経済の減速や円高による外需不振、天候要因等による国内消費低迷により、総じて景気回復に足踏み感が見られました。日銀が公表した3月の全国企業短期経済観測調査（短観）によれば、大企業製造業の業況判断指数が前回調査から大幅に下落するなど、年明け以降の円高株安の影響による景況感の悪化が明らかになりました。

当行が主たる営業基盤とする岩手県内経済につきましては、個人消費は、消費増税に伴う駆け込み需要の反動が一巡し、持ち直しに向けた動きがみられたものの、物価上昇による実質所得低下の影響もあり、全体として弱い動きで推移しました。公共投資は、平成27年度が国の集中復興期間の最終年度であったことから、被災地市町村の震災復興関連工事を中心に高水準の発注となりました。住宅投資は、沿岸部の住宅再建や貸家などの復興需要により高水準の住宅着工が続きましたが、災害公営住宅の着工が一段落し、マンション着工も大幅に落ち込んだことにより、着工戸数は前年を下回りました。生産活動は、海外需要の落ち込みから電子部品・デバイスの生産が減少したほか、輸送機械も国内自動車販売の低迷から減産に転じるなど、総じて弱含みの動きとなりました。

金融市場におきましては、中国などの新興国経済の失速と原油安の影響等により、世界的にリスク回避の動きが強まりました。東京株式市場においても、年度前半には日経平均株価が2万円を超える局面もありましたが、年明けから連日の急落に見舞われるなど値動きの激しい展開が続き、当年度末の日経平均株価は1万6,758円と年度ベースでは5年ぶりの下落となりました。また、1月29日に日銀が追加緩和策としてマイナス金利政策の導入を公表したのを機に、債券市場、短期金融市場では金利が急落し、当年度末における短期金利（無担保コール翌日物）は $\Delta 0.002\%$ 、長期金利（新発10年国債）は $\Delta 0.050\%$ となりました。

### ③ 事業の経過および成果

(当事業年度における主要施策)

当事業年度は、平成25年度から27年度までの3年間を計画期間とする中期経営計画「いわぎんフロンティアプラン～復興と創造、豊かな未来へ～」の最終年度として、地域の復興を強力に支援するとともに、次世代を支える新たな産業の育成・振興に注力することにより、地域経済の復興・発展に取り組んでまいりました。

#### ○東日本大震災からの復興に向けた取組み

震災により被災されたお取引先に対しましては、他の金融機関と連携しながら東日本大震災事業者再生支援機構などの債権買取機構への債権売却スキームを活用した事業再生支援を行う一方、その後のお取引先の業況について、各地の産業復興相談センター等と協調しながら定期的なモニタリングを行いました。また、震災後に債権買取機構等への債権売却スキームを通じて事業再建を果たした事業者に対するエグジティブファイナンス（事業を再建したお取引先等が債権買取機構等に有する債務を返済するための融資）への対応に着手しました。

金融面の取組みとしましては、当行、日本政策投資銀行および地域経済活性化支援機構が共同出資する「いわて復興・成長支援投資事業有限責任組合」が、被災地エリアをカバーする交通事業者に対しての設備資金や、既存お取引先の新規事業に係る事業資金の融資を実施するなど、各種ファンドによる投融資を通じ、被災地域の復興・成長を支援しました。

#### ○地方創生・地域産業育成支援

地域産業の育成支援を通じた地方創生への取組みとしましては、平成27年4月、当行関連会社として、いわぎん事業創造キャピタル株式会社（以下「IJVC」といいます）を設立しました。当行およびIJVCの当事業年度における主な活動としましては、同年6月に学校法人龍澤学館、辻・本郷税理士法人等の共同出資による「岩手新事業創造ファンド1号投資事業有限責任組合」を設立し、岩手県の経済活性化に寄与することが期待される企業4先に対して投融資を行ったほか、岩手県の主要産業である農業分野の成長を促す取組みとして、平成28年2月、日本政策金融公庫との共同出資による「いわぎん農業法人投資事業有限責任組合」を設立し、農業法人に対する出資により経営規模の拡大や多角化を支援することとしました。

また、岩手県内11市町村と地方創生に関する連携協定を締結したほか、東京海上日動火災保険と「地方創生に関する包括協定」を締結し、官民連携による地域の活性化、産業振興に向けた態勢整備を進めました。

#### ○海外進出支援

お取引先企業の海外進出やビジネス展開を支援するための取組みとしましては、アジ

ア諸国の金融機関や民間企業との業務提携や、貿易保険に関する専門機関との業務提携を行ったほか、海外販路の開拓や外国人の雇用・人事労務管理をテーマにしたセミナー等を開催するなどサポート態勢を強化しました。また、昨年に続き、頭取を団長として海外視察団を結成し、岩手県内企業関係者28名とともにベトナムと台湾を訪れ、現地の金融機関、工業団地、商業施設等を視察しました。

#### ○商品・サービス

法人および事業主のお客さま向けには、セコムとの提携によるマイナンバー対応のソリューションを提供しましたほか、手形に代わる決済システムとして普及が進む「でんさいサービス」を体験していただく機能をホームページに追加しました。融資の分野では、当行をアレンジャーとした東北主要地銀6行によるシンジケートローンの組成や、中小企業の知的財産の価値を評価する「知的ビジネス評価書」を活用した融資提案、私募債の共同引受けなど、お客さまのニーズや実態に即したサービスの提供を行いました。

個人のお客さま向けには、インターネットバンキングの全面リニューアルを行い、当行本支店間の即時振込を24時間365日可能にするなど、使いやすさと利便性の向上を図る一方、不正利用を防止するためのセキュリティを強化しました。また、ご自宅のパソコンやスマートフォンから投資信託の購入・売却等の取引ができる「インターネット投資信託取引サービス」を開始しました。ローンの分野では、空き家対策への取組みを支援するための「いわぎん空き家活用・解体ローン」の取扱いを開始したほか、住宅ローン団信に生活習慣病による長期入院時の保障を付したプランを追加しました。

#### ○他金融機関との連携

他金融機関との連携施策としましては、サイバーセキュリティ対策として、青森銀行、秋田銀行と共同で「北東北三行共同CSIRT（シーサート）」を設置し、情報共有とセキュリティ強化に取り組んだほか、地銀共同センター参加13行およびNTTデータとの間で「大規模災害発生時における相互支援協定」を締結し、大規模災害発生時にもお客さまに安定した金融サービスを提供できる協力態勢を整えました。また、北海道新幹線開通による東北・北海道両地区の一層の交流促進が見込まれることから、北海道銀行との間でATM相互無料開放を実施しました。

#### ○グループ体制の見直し

当行グループの経営資源を一層有効かつ効率的に活用することでシナジー効果の最大化を実現し、さらなるグループ経営の迅速化と効率化を図っていくことを目的として、当行の持分法適用関連会社である、いわぎんリース・データ株式会社、株式会社いわぎんディーシーカードおよび株式会社いわぎんクレジットサービスの3社について、平成28年度第1四半期中に子会社化（株式会社いわぎんディーシーカードおよび株式会社いわぎんクレジットサービスについては完全子会社化）することとし、グループ3社との間で基本合意書を締結しました。

## ○人材活用

行内の人材活用策としましては、次世代育成支援対策推進法に基づいた行動計画を実践し、子育てを行う行員の育児休業取得の推進、短時間勤務制度の見直し、所定時間外労働の削減の措置など、仕事と家庭生活の両立を支援する取組みを行いました。これらの取組みが認められ、当行は岩手労働局より、岩手県内の事業所としては初めて、子育て支援に熱心に取組む最高クラスの企業に与えられる「プラチナくるみん」の認定を受けました。

## ○社会貢献活動・CSR活動

社会貢献活動の取組みとしましては、スポーツを通じた子供たちとの交流イベントや、小中学生を対象とした森林環境に関する学習会、金融教育セミナーなどを開催しました。また、地域住民へのサービス向上と地域経済の活性化に向けた支援策として、サッカーJ3・グルージャ盛岡のホームスタジアムや、釜石シーウェイブスが所属するラグビートップイースト ディビジョン1の公式戦の会場として利用されている盛岡南公園球技場（盛岡市永井）のネーミングライツを取得し、「いわぎんスタジアム」の愛称のもと、競技場の持続的な運営と維持管理をサポートすることとしました。

文化振興事業としましては、国の重要文化財に指定されている「岩手銀行旧本店本館」の保存修理工事が完了し、平成28年7月に予定する一般公開に向け、準備を進めました。

## ○店舗施策・ATM

店舗施策につきましては、震災後、仮店舗で営業を行っていた野田支店を旧市街地へ移転開店したほか、根城支店を新築開店しました。また、盛岡地区におけるローン相談機能の拡充等を目的として、市内2カ所（イオン盛岡支店および本宮支店）のローン専門窓口を統合し、本宮支店併設の「盛岡ローンプラザ」としてリニューアルオープンしたほか、イオン盛岡支店を青山町支店に統合しました。

すべてのお客さまが安心してご来店いただける店舗づくりへの取組みとしましては、卓上型対話支援システム「COMUOON（コミュニケーション）」を一部の支店に導入したほか、「サービス・ケア・アテンダント」資格者を全店に1名以上配置し、お客さまへの気づきや配慮および適切なコミュニケーションを通じたサービス品質の向上に努めました。

ATMサービスにつきましては、当行ATMほか提携するATMについて、平日、土・日、祝日（正月三が日、ゴールデンウィークを含む）を問わず、最長8時から21時までの間にご利用いただけるよう、サービス時間を延長いたしました。

## (主要勘定の状況)

### ○預金等

預金および譲渡性預金は、法人預金、個人預金がともに増加したものの、公金預金の減少額がこれを上回ったことから期中214億円減少し、期末残高は3兆2,485億円となりました。

なお、預り資産は、公共債および投資信託の残高が減少したことから、期中51億円減少し、期末残高は2,574億円となりました。

### ○貸出金

貸出金は、法人向け貸出、個人向け貸出、地方公共団体向け貸出が、いずれも増加したことから、期中318億円増加し、期末残高は1兆7,728億円となりました。

### ○有価証券

有価証券は、国債や社債などの債券の運用残高が減少したことなどから、期中615億円減少し、期末残高は1兆3,208億円となりました。

## (損益の状況)

経常収益は、利回りの低下により貸出金利息が減少したものの、国債や株式等の売却益や有価証券利息配当金が増加したことなどにより、前期比20億92百万円増収の464億84百万円となりました。

経常費用は、営業経費が減少した一方で、国債等債券償還損や貸倒引当金繰入額が増加したことなどにより、前期比21億16百万円増加の353億23百万円となりました。

この結果、経常利益は前期比24百万円減益の111億61百万円となり、当期純利益は前期比2億57百万円減益の70億81百万円となりました。

#### ④ 対処すべき課題

平成28年度から、新中期経営計画「いわぎんフロンティアプラン 2nd stage～The・イノベーション～」(平成28年4月～平成31年3月：以下「新中計」といいます)がスタートいたしました。新中計は、貸出金や有価証券運用の利回り低下に加え、人口減少によるマーケットの縮小、そして、日銀によるマイナス金利の導入など、一段と厳しさを増す経営環境を克服するために策定した計画です。

新中計は、平成25年4月に、その後の10年間の当行の取組スタンスを示すために設定した長期ビジョン「地域の牽引役として圧倒的な存在感を示すとともに、トップクオリティバンクとしての地位を確立する」の3つのステージ「HOP」「STEP」「JUMP」の「STEP」の期間で、次の「JUMP」に備えて力を蓄積し足元を踏み固める時期にあたります。こうしたことから、テーマを「逆境を克服するためイノベーションに挑戦し、地域とともに勝ち残る」とし、「イノベーション」のキーワードのもとで、3つの基本方針「組織文化の変革による収益力の強化」、「地方創生と震災復興への力強い取組」、「ステークホルダーへのきめ細やかな対応」を掲げ、計画に基づく各種施策の遂行に役職員が一丸となって取組んでまいります。

当行は、「地域社会の発展に貢献する」、「健全経営に徹する」の経営理念を堅持し、地域との共存共栄を目指してまいりました。新中計におきましても、積極的にイノベーションに挑戦し、厳しい環境に適応するとともに、地方創生により地域経済を強力にバックアップし、地域と一体となった発展を目指してまいります。今後も多くのステークホルダーのみなさまのご理解とご協力をいただくなかで、業績の向上と健全経営に全力を尽くしてまいりますので、一層のご愛顧とお引き立てを賜りますようお願い申し上げます。

## (2) 財産および損益の状況

(単位：億円)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
預 金	30,239	30,332	30,538	30,012
定期性預金	12,309	12,366	12,163	11,869
その他	17,929	17,965	18,374	18,143
社 債	－	－	－	－
新株予約権付社債	－	102	120	112
貸 出 金	16,112	16,389	17,410	17,728
個人向け	3,321	3,439	3,527	3,641
中小企業向け	4,639	4,658	5,201	5,208
その他	8,151	8,290	8,681	8,878
商品有価証券	－	－	0	－
有 価 証 券	12,388	13,585	13,823	13,208
国 債	4,323	4,731	4,823	4,353
地 方 債	2,766	2,930	2,678	2,848
その他	5,298	5,924	6,320	6,006
総 資 産	35,069	35,183	35,457	35,167
内国為替取扱高	190,740	198,394	195,252	191,158
外国為替取扱高	百万ドル 310	百万ドル 254	百万ドル 207	百万ドル 178
経 常 利 益	百万円 11,489	百万円 12,866	百万円 11,185	百万円 11,161
当 期 純 利 益	百万円 6,382	百万円 7,664	百万円 7,338	百万円 7,081
1株当たり当期純利益	円 銭 347 58	円 銭 426 34	円 銭 413 24	円 銭 398 77

(注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 1株当たり当期純利益は、損益計算書上の当期純利益を、期中の平均発行済株式数（自己株式を控除）で除して算出しております。

(ご参考) 企業集団の財産および損益の状況

(単位：億円)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
経常収益	452	464	444	465
経常利益	115	129	112	111
親会社株主に帰属する当期純利益	64	77	73	71
純資産額	1,679	1,705	1,926	1,930
総資産	35,073	35,167	35,459	35,143

(3) 使用人の状況

	当年度末	前年度末
使用人数	1,467人	1,458人
平均年齢	38年5月	39年0月
平均勤続年数	16年2月	16年9月
平均給与月額	370千円	370千円

- (注) 1. 平均年齢、平均勤続年数、平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。  
 2. 使用人数には、臨時雇用および嘱託は含まれておりません。  
 3. 平均給与月額は、賞与を除く3月中の平均給与月額であります。

(4) 営業所等の状況

イ 営業所数の推移

	当年度末		前年度末	
岩手県	90店	(うち出張所 1)	91店	(うち出張所 1)
宮城県	9店	( - )	9店	( - )
青森県	7店	( - )	7店	( - )
秋田県	1店	( - )	1店	( - )
東京都	1店	( - )	1店	( - )
計	108店	(うち出張所 1)	109店	(うち出張所 1)

- (注) 1. 上記の営業店のうち4店(大船渡支店、大槌支店、山田支店、気仙沼支店)については仮設店舗で営業を行っているほか、1店(はまゆり支店)については同一建物内において複数店舗が営業する形態(支店内支店)となっております。  
 2. 上記のほか、当年度末において店舗外現金自動設備を225カ所(前年度末223カ所)設置しております。



- 当年度の新設営業所  
該当事項はありません。

(注) 次の店舗外現金自動設備を設置および廃止いたしました。

- ① 当年度中に設置した店舗外現金自動設備（3カ所）  
ユニバース二戸荷渡店（二戸市）                      コープ花巻あうる（花巻市）  
イオンモール盛岡（盛岡市）
- ② 当年度中に廃止した店舗外現金自動設備（1カ所）  
ベルプラス太田店（盛岡市）

- ハ 当行を所属銀行とする銀行代理業者の一覧  
該当事項はありません。

- ニ 当行が営む銀行代理業等の状況  
該当事項はありません。

## (5) 設備投資の状況

- イ 設備投資の総額

(単位：百万円)

	金 額
設 備 投 資 の 総 額	1,717

- 重要な設備の新設等

(単位：百万円)

内 容	金 額
1. 赤レンガ館補修関係	462
2. 根城支店の新築	246
3. ソフトウェアの導入・更改	214
4. 野田支店の新築	156

## (6) 重要な親会社および子会社等の状況

### イ 親会社の状況

該当事項はありません。

### ロ 子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務内容	設立年月日	資本金	当行が有する子会社等の議決権比率	その他
いわぎんビジネスサービス株式会社	盛岡市中央通一丁目2番3号	現金の精算・整理業務等	昭和54年9月4日	10百万円	100.0%	—

### (ご参考) 持分法適用関連法人

会社名	所在地	主要業務内容	設立年月日	資本金	当行が有する子会社等の議決権比率	その他
いわぎんリース・データ株式会社	盛岡市中ノ橋通一丁目5番31号	電算機による処理受託業務、リース業務等	昭和47年4月1日	30百万円	5.0%	—
株式会社いわぎんディーシーカード	盛岡市中ノ橋通一丁目2番14号	クレジットカード業務、信用保証業務等	平成元年8月1日	20百万円	5.0%	—
株式会社いわぎんクレジットサービス	盛岡市盛岡駅前通14番10-301号	クレジットカード業務、信用保証業務等	平成元年8月1日	20百万円	5.0%	—

## 重要な業務提携の概況

1. 地方銀行64行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称ACS）を行っております。
2. 地方銀行64行と都市銀行、信託銀行、第二地方銀行協会加盟行、信用金庫、信用組合、系統農協・信漁連（農林中金、信連を含む）、労働金庫との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称MICS）を行っております。
3. 地銀ネットワークサービス株式会社（地方銀行64行の共同出資会社、略称CNS）において、データ伝送の方法により取引先企業との間の総合振込・口座振替・入出金取引明細等各種データの授受のサービス等を行っております。
4. 株式会社ゆうちょ銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しおよび預入れのサービスを行っております。

5. 株式会社イオン銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービスを行っております。
6. 株式会社セブン銀行、株式会社イーネット、株式会社ローソン・エイティエム・ネットワークスとの提携により、コンビニエンスストア等の店舗内に設置した共同設置現金自動設備による現金自動引出しおよび現金自動預入れのサービス等（以下、コンビニATMサービスという）を行っております。また、株式会社りそな銀行、株式会社サークルKサンクス、富士通株式会社、富士通フロンテック株式会社および株式会社ゼロネットワークスとの提携によるサークルKサンクス向けのATM共同運用サービス「バンクタイム」により、コンビニATMサービスを行っております。

**(7) 事業譲渡等の状況**

該当事項はありません。

**(8) その他当行の現況に関する重要な事項**

該当事項はありません。

## 2. 会社役員（取締役および監査役）に関する事項

### (1) 会社役員の場合

(年度末現在)

氏名	地位および担当	重要な兼職	その他
高橋 真裕	取締役会長(代表取締役)		
田口 幸雄	取締役頭取(代表取締役)		
斎藤 雅博	専務取締役		
坂本 修	常務取締役		
岩田 圭司	常務取締役		
加藤 裕一	常務取締役		
三浦 茂樹	常務取締役		
荒道 泰之	取締役(本店営業部長)		
菊地 美貴男	取締役(仙台営業部長)		
三浦 宏	取締役(社外役員)	株式会社岩手日報社 代表取締役会長	
高橋 温	取締役(社外役員)	三井住友信託銀行株式会社 相談役 京王電鉄株式会社 取締役	
宇部 文雄	取締役(社外役員)	東北生産性本部 会長	
佐藤 克也	常勤監査役		
池田 克典	常勤監査役(社外役員)		
小原 忍	監査役(社外役員)	株式会社岩手めんこいテレビ 取締役副社長	
吉田 瑞彦	監査役(社外役員)	弁護士	

- (注) 1. 平成27年6月23日開催の第133期定時株主総会終結の時をもって、監査役（社外役員）安達孝一氏は退任いたしました。また、取締役 荒道泰之氏は、平成28年3月31日をもって辞任いたしました。
2. 取締役（社外役員）高橋温氏、取締役（社外役員）宇部文雄氏、監査役（社外役員）池田克典氏、監査役（社外役員）吉田瑞彦氏につきましては、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。

**(2) 会社役員に対する報酬等**

(単位：百万円)

区 分	支 給 人 数	報 酬 等
取 締 役	12名	265 (72)
監 査 役	5名	39 (-)
計	17名	305 (72)

- (注) 1. 支給人数には、平成27年6月23日開催の第133期定時株主総会終結の時をもって退任した監査役1名、ならびに平成28年3月31日をもって辞任した取締役1名が含まれております。
2. 上記には、当年度に繰入した役員賞与引当金24百万円（取締役24百万円）、株式報酬型新株予約権48百万円（取締役48百万円）を含めており、これらの合計額を括弧内に内書きしております。
3. 上記報酬等のほか、使用人兼務取締役の使用人としての報酬として32百万円（使用人分給与25百万円、使用人分賞与7百万円）を支給しております。
4. 第131期定時株主総会で定められた取締役および監査役の報酬限度額は、次のとおりであります。

取締役 年額260百万円以内

（ただし使用人兼務取締役の使用人としての給与は含まない）

株式報酬型新株予約権 年額80百万円以内

監査役 年額60百万円以内

**(3) 責任限定契約**

当行は、社外取締役および社外監査役全員との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、社外取締役および社外監査役が任務を怠ったことによって生じた当行に対する損害賠償責任を法令で定める最低責任限度額とする旨の責任限定契約を締結しております。

### 3. 社外役員に関する事項

#### (1) 社外役員の兼職その他の状況

氏 名	兼職その他の状況
三 浦 宏	株式会社岩手日報社 代表取締役会長
高 橋 温	三井住友信託銀行株式会社 相談役 京王電鉄株式会社 取締役
宇 部 文 雄	東北生産性本部 会長
小 原 忍	株式会社岩手めんこいテレビ 取締役副社長
吉 田 瑞 彦	弁護士

(注) 当行は、三浦宏氏が代表取締役を務める株式会社岩手日報社と通常の銀行取引があります。

## (2) 社外役員の主な活動状況

氏名	在任期間	取締役会への出席状況	取締役会における発言 その他の活動状況
三浦 宏	6年9月	当期開催の取締役会14回のうち全てに出席しております。	経営者としての豊富な経験と幅広い識見に基づいて、当行の経営全般にわたり、貴重な指摘、意見を述べております。
高橋 温	4年9月	当期開催の取締役会14回のうち10回に出席しております。	金融機関経営者としての豊富な経験と幅広い識見に基づいて、当行の経営全般にわたり、貴重な指摘、意見を述べております。
宇部 文雄	2年9月	当期開催の取締役会14回のうち13回に出席しております。	経営者としての豊富な経験と幅広い識見に基づいて、当行の経営全般にわたり、貴重な指摘、意見を述べております。
池田 克典	9月	平成27年6月23日就任以後に開催の取締役会11回および監査役会11回の全てに出席しております。	行政経験者としての豊富な経験と幅広い識見に基づいて、適宜質問し意見を述べております。
小原 忍	3年9月	当期開催の取締役会14回および監査役会14回の全てに出席しております。	経営者としての豊富な経験と幅広い識見に基づいて、適宜質問し意見を述べております。
吉田 瑞彦	9月	平成27年6月23日就任以後に開催の取締役会11回および監査役会11回の全てに出席しております。	弁護士としての専門的見地から、適宜質問し意見を述べております。

## (3) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数	銀行からの報酬等	銀行の親会社等からの報酬等
報酬等の合計	7名	29	—

(注) 支給人数には、平成27年6月23日開催の第133期定時株主総会終結の時をもって退任した監査役1名が含まれております。

## (4) 社外役員の意見

上記(1)から(3)の内容に対する社外役員の意見はありません。

## 4. 当行の株式に関する事項

- (1) 株式数
- |          |          |
|----------|----------|
| 発行可能株式総数 | 49,450千株 |
| 発行済株式の総数 | 18,497千株 |
- (注) 株式数は、千株未満を切り捨てて表示しております。

- (2) 当年度末株主数 7,091名

### (3) 大株主

(年度末現在)

株主の氏名または名称	当行への出資状況	
	持株数等	持株比率
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	913千株	5.14%
NORTHERN TRUST CO.(AVFC) RE SILCHESTER INTERNATIONAL INVESTORS INTERNATIONAL VALUE EQUITY TRUST	869	4.89
株式会社三菱東京UFJ銀行	703	3.95
岩手県企業局	611	3.44
岩手県	576	3.24
NORTHERN TRUST CO.(AVFC) RE U.S. TAX EXEMPTED PENSION FUNDS	512	2.88
明治安田生命保険相互会社	481	2.70
岩手銀行行員持株会	316	1.78
NORTHERN TRUST CO.(AVFC) SUB A/C NON TREATY	306	1.72
住友生命保険相互会社	300	1.68

- (注) 1. 持株数等は千株未満を切り捨てて表示しております。  
 2. 当行は、自己株式740千株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。  
 3. 持株比率は、自己株式を控除して算出してあり、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。



## 5. 会計監査人に関する事項

### (1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名または名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
有限責任あずさ監査法人 指定有限責任社員 福田 厚 指定有限責任社員 奥村 始 指定有限責任社員 成島 徹	54	信用リスク・アセット算出に関する規制要件の解釈に係る助言サービス業務

- (注) 1. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査計画における監査時間および監査報酬の推移ならびに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、報酬額の見積りの妥当性等を総合的に検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当行と会計監査人との間の監査契約において、会社法上の会計監査人の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分していないため、当該事業年度に係る報酬等の額には、これらの合計金額を記載しております。
3. 当年度中に、平成27年3月期英文財務諸表の監査報酬として、有限責任あずさ監査法人に1百万円を支払いしております。
4. 当行および子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は55百万円であります。

### (2) 責任限定契約

該当事項はありません。

### (3) 会計監査人に関するその他の事項

会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会が会計監査人の選解任等について決定・判断するプロセスは、次のようなものであります。

監査役会は、平素より当行の経理・財務部門等（以下、経営執行部門といいます）と連携を図り、現任の会計監査人に関して、公認会計士または監査法人の概要、欠格事由の有無、内部管理体制、監査報酬の水準、会計監査人の独立性に関する事項等職務の遂行に関する事項（会社計算規則第131条）等について、監視・検証を行っております。また、監査役会は、事業年度毎に経営執行部門から会計監査人の活動実態と欠格事由や問題点の有無に関する定性的評価を求めるとともに、自らが事業年度を通して、会計監査人から会計監査についての報告聴取、現場立ち合いを行い、会計監査人が監査品質を維持し適切に監査しているか評価を行い、選解任等の決定・判断を行っております。また、会計監査人を再任する場合においては、事業年度毎に、現任の会計監査人が再任に相応しい監査活動を

行っているかどうか、選解任等の決定・判断プロセスと同様に監視・検証しております。

なお、上記にかかわらず、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当し、解任が相当と認められる場合には、会計監査人を解任する方針です。また、上記の場合のほか、会計監査人の適格性、信頼性を害する事由の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合には、監査役会は選任基準に基づき、会計監査人を再任せず、他の会計監査人の選任議案を株主総会に提出することを請求し、選任議案の内容を決定する方針です。

## **6. 財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針**

該当事項はありません。

## **7. 業務の適正を確保する体制**

当行の業務の適正を確保するための体制の整備について、取締役会で決議した内容の概要は次のとおりであります。

### **(1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制**

取締役は、当行の経営理念、行動憲章、行動規範等に基づき、率先垂範して法令等を遵守するとともに、使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制を構築いたします。また、反社会的勢力との関係遮断を明確に定め、全役職員に徹底いたします。なお、これらを実現するための具体的手引書として、「コンプライアンスマニュアル」を作成し、具体的実践計画として「コンプライアンスプログラム」を定めております。コンプライアンス体制としましては、コンプライアンスに関する重要事項について常務会に代わって協議を行うコンプライアンス委員会を設置しております。また、コンプライアンス統括部署により法務関連事項の一元管理を行うほか、本部各部および営業店全店に法令遵守担当者を配置しております。さらに、内部通報制度（コンプライアンス・ホットライン）を制定し、法令違反等が生じた場合の早期対応を図っております。

### **(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制**

取締役の職務の執行に係る文書（電磁的記録を含む）その他の情報は、「簿書保存規程」等に基づき、適切に保存し管理しております。

### **(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制**

取締役は、リスク管理の重要性を理解し、その管理プロセスに積極的に関与するととも

に、リスク管理が適切に行われるための体制を構築いたします。そのため、リスク管理に関する基本的事項を「リスク管理基本規程」に定めております。

取締役会は、各種リスクの管理方針とリスク管理に係る重要事項の決定を行います。また、各種リスクの統合管理は常務会が行うほか、各種リスク管理の協議機関として、信用リスク委員会、ALM委員会、オペレーショナル・リスク委員会を置いております。

大規模災害をはじめ、当行の業務に著しい影響を及ぼすような緊急事態が発生した場合の行動基準や対応策等を明示し、来店客・役職員（家族）の人命尊重を最優先するとともに、一定水準以上の金融サービスを提供できる体制を確立するため、「業務継続計画」を定めております。

#### (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会とともに、取締役会より委任を受けた重要事項を協議・決定する機関として常務会を設置しております。また、取締役会の意思決定の妥当性を高めるため、取締役のうち複数名は社外取締役とするほか、取締役会の意思決定機能の強化、業務執行の効率化等のため、取締役会の決議により別に執行役員を置いております。

取締役は、「業務執行規程」および「職務権限規程」に定める業務分掌と職務権限に基づきその職務を執行するとともに、使用人の職務に関する権限と責任をこれらの規程に明確にして行う体制としております。

#### (5) 当行および子会社等から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当行グループの企業集団としての業務の適正を確保するため、当行の取締役が主要な子会社等の役員に就任し、職務の執行状況を監視・監督しております。また、「関連会社管理規程」および「関連会社運営要領」に基づき、関係部署が子会社等における経営状況等を定期的にモニタリングするなど、グループ運営体制の整備に努めております。

また、連結経営に対応した子会社等の監視・監督を実効的かつ適正に行うために、当行の内部監査部署による内部監査、当行の監査役による業務監査および会計監査人による外部監査を実施しております。

当行と子会社等との取引について、「アームズ・レングス・ルール」の徹底を図っているほか、連結ベースでの財務報告の適正性および信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制の整備、運用を図っております。

**(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項**

監査業務の補助は、「業務執行規程」に定める部署の所属行員が行っております。また、監査役がその職務を補助すべき専任の使用人を置くことを求めた場合は、業務を十分検証できる能力を有する者を配置し、その人事については取締役と監査役が意見交換することとしております。

**(7) 前号の使用人の取締役からの独立性および指示の実効性の確保に関する事項**

補助使用人が兼任で監査業務の補助を行う場合は、補助すべき期間中は取締役等の執行部門の指揮を離れ、監査役の指示、命令に従うこととしております。

また、取締役は、監査役の職務を補助すべき専任の使用人の人事異動および考課を行う場合には、監査役の意見を求めることとしております。

**(8) 当行の取締役および使用人または子会社等の取締役等および使用人ならびにこれらの者から報告を受けた者が当行の監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制**

取締役は、取締役会等の重要な会議において随時その担当する業務の執行状況を報告しております。また、当行および当行取締役が役員に就任している子会社等に著しい損害を及ぼすおそれのある事実、法令違反、またはその疑いがあるものを発見した場合には、監査役に対し速やかに報告いたします。

当行および子会社等の取締役および使用人は、当行の監査役が業務および財産の状況を調査する場合、迅速かつ的確に対応し報告しております。

**(9) 監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制**

監査役に対して報告をした者について、人事上およびその他一切の不利益な処遇は行わないこととしており、行内規程に定めております。

**(10) 監査役職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項**

監査役がその職務の執行上必要な費用の前払いや償還の手続等の請求をしたときは、速やかに当該費用または債務を処理いたします。

## (11) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役の半数以上を社外監査役とし、対外透明性を担保しております。また、監査役は、内部監査部署および会計監査人と連携し、効率的な監査を実施するよう努めております。

(業務の適正を確保するための体制の運用状況)

当事業年度（第134期）における本基本方針に基づく運用状況の概要は以下のとおりであります。

### ○業務執行の適正性および効率性の確保ならびにリスクマネジメント

定例取締役会を12回開催したほか、常務会を106回、コンプライアンス委員会を4回開催しました。また、各種リスク管理の協議機関として信用リスク委員会を4回、ALM委員会を12回、オペレーショナル・リスク委員会を4回開催しました。さらに、法令違反等を未然に防止する等の目的で内部通報制度を制定しています。

### ○グループとしての業務の適正性の確保

子会社等とのコンプライアンスに関する連絡会議を2回開催しました。また、内部監査部門、監査役および会計監査人による外部監査を実施しました。

### ○実効的な監査

監査役と内部監査部署による情報交換会を13回開催したほか、監査役と会計監査人による意見交換会を16回開催しました。

## 8. 特定完全子会社に関する事項

該当事項はありません。

## 9. 親会社等との間の取引に関する事項

該当事項はありません。

## 10. 会計参与に関する事項

該当事項はありません。

## 11. その他

該当事項はありません。

# 第134期末 (平成28年3月31日現在) 貸借対照表

(単位：百万円)

科 目 (資 産 の 部)	金 額	科 目 (負 債 の 部)	金 額
現金	364,926	預金	3,001,277
現預金	23,311	当座	49,513
コ買金	341,614	普通	1,582,203
有価証券	20,000	貯蓄	54,965
国債	3,906	定期	2,600
地方債	4,985	預金	1,167,734
国債	1,320,837	預積	19,178
地方債	435,352	預金	125,081
国債	284,844	預金	247,250
地方債	324,731	預金	1,126
国債	44,122	預金	13,583
地方債	231,785	預金	13,583
国債	1,772,817	預金	0
地方債	3,656	預金	0
国債	76,346	預金	11,268
地方債	1,507,048	預金	25,847
国債	185,765	預金	2,178
地方債	1,709	預金	2,580
国債	1,709	預金	629
地方債	0	預金	5
国債	6,325	預金	5,829
地方債	72	預金	1,867
国債	3,715	預金	207
地方債	1,423	預金	12,549
国債	1,114	預金	24
地方債	16,286	預金	1,998
国債	5,417	預金	501
地方債	8,503	預金	297
国債	686	預金	13,002
地方債	107	預金	6,527
国債	1,571	預金	3,322,706
地方債	1,875	預金	12,089
国債	951	預金	4,811
地方債	680	預金	4,811
国債	243	預金	137,621
地方債	4,027	預金	7,278
国債	6,527	預金	130,343
地方債	△7,480	預金	1,020
国債		預金	118,080
地方債		預金	11,242
国債		預金	△3,743
地方債		預金	150,778
国債		預金	47,186
地方債		預金	△4,073
国債		預金	43,112
地方債		預金	146
国債		預金	194,038
地方債		預金	3,516,745
国債		預金	12,089
地方債		預金	4,811
国債		預金	4,811
地方債		預金	137,621
国債		預金	7,278
地方債		預金	130,343
国債		預金	1,020
地方債		預金	118,080
国債		預金	11,242
地方債		預金	△3,743
国債		預金	150,778
地方債		預金	47,186
国債		預金	△4,073
地方債		預金	43,112
国債		預金	146
地方債		預金	194,038
国債		預金	3,516,745
地方債		預金	12,089
国債		預金	4,811
地方債		預金	4,811
国債		預金	137,621
地方債		預金	7,278
国債		預金	130,343
地方債		預金	1,020
国債		預金	118,080
地方債		預金	11,242
国債		預金	△3,743
地方債		預金	150,778
国債		預金	47,186
地方債		預金	△4,073
国債		預金	43,112
地方債		預金	146
国債		預金	194,038
地方債		預金	3,516,745

# 第134期 (平成27年4月1日から平成28年3月31日まで) 損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
経常収益	46,484	その他経常費用	1,992
資金運用収益	33,969	貸倒引当金繰入額	1,459
貸出金利息	19,325	貸出金償却	1
有価証券利息配当金	14,408	株式等償却	1
コールローン利息	115	債権売却	92
預け金利息	55	その他の経常費用	438
その他の受入利息	64	経常利益	11,161
役務取引等収益	7,600	特別利益	80
受入為替手数料	2,350	固定資産処分益	80
その他の役務収益	5,249	特別損失	148
その他業務収益	2,089	固定資産処分損失	84
外国為替売買益	23	減損損失	63
商品有価証券売買益	9	税引前当期純利益	11,093
国債等債券売却益	2,057	法人税、住民税及び事業税	3,655
その他経常収益	2,824	法人税等調整額	356
償却債権取立益	7	法人税等合計	4,012
株式等売却益	1,922	当期純利益	7,081
金銭の信託運用益	29		
その他の経常収益	864		
経常費用	35,323		
資金調達費用	1,956		
預金利息	1,144		
譲渡性預金利息	58		
コールマネー利息	2		
債券貸借取引支払利息	0		
借入金利息	152		
金利スワップ支払利息	546		
その他の支払利息	51		
役務取引等費用	3,076		
支払為替手数料	376		
その他の役務費用	2,700		
その他業務費用	1,940		
国債等債券売却損	5		
国債等債券償還損	1,797		
金融派生商品費用	135		
その他の業務費用	1		
営業経費	26,356		

# 第134期末 (平成28年3月31日現在) 連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	364,926	預 金	3,001,203
コールローン及び買入手形	20,000	譲 渡 性 預 金	247,100
買入金銭債権	3,906	コールマネー及び売渡手形	1,126
金銭の信託	4,985	借 用 金	13,583
有 価 証 券	1,321,286	外 国 為 替	0
貸 出 金	1,772,817	新株予約権付社債	11,268
外国為替	1,709	そ の 他 負 債	25,867
その他の資産	6,318	役員賞与引当金	24
有形固定資産	16,286	退職給付に係る負債	1,439
建物	5,417	役員退職慰労引当金	2
土地	8,503	睡眠預金払戻損失引当金	501
リース資産	686	偶発損失引当金	297
建設仮勘定	107	繰延税金負債	12,305
その他の有形固定資産	1,571	支 払 承 諾	6,527
無形固定資産	1,875	負債の部合計	3,321,249
ソフトウェア	951	(純資産の部)	
リース資産	680	資 本 金	12,089
その他の無形固定資産	243	資 本 剰 余 金	4,811
退職給付に係る資産	1,180	利 益 剰 余 金	138,253
繰延税金資産	6	自 己 株 式	△3,748
支払承諾見返	6,527	株 主 資 本 合 計	151,406
貸倒引当金	△7,480	その他の有価証券評価差額金	47,198
		繰延ヘッジ損益	△4,073
		退職給付に係る調整累計額	△1,580
		その他の包括利益累計額合計	41,544
		新株予約権	146
		純資産の部合計	193,097
資産の部合計	3,514,347	負債及び純資産の部合計	3,514,347



# 第134期 (平成27年4月1日から平成28年3月31日まで) 連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
経 常 収 益	46,522	特 別 利 益	80
資 金 運 用 収 益	33,969	固 定 資 産 処 分 益	80
貸 出 金 利 息	19,325	特 別 損 失	148
有 価 証 券 利 息 配 当 金	14,408	固 定 資 産 処 分 損	84
コ ー ル ロ ー ン 利 息 及 び 買 入 手 形 利 息	115	減 損 損 失	63
預 け 金 利 息	55	税金等調整前当期純利益	11,120
そ の 他 の 受 入 利 息	64	法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	3,656
役 務 取 引 等 収 益	7,610	法 人 税 等 調 整 額	356
そ の 他 業 務 収 益	2,089	法 人 税 等 合 計	4,013
そ の 他 経 常 収 益	2,852	当 期 純 利 益	7,107
償 却 債 権 取 立 益	7	非支配株主に帰属する当期純利益	-
そ の 他 の 経 常 収 益	2,845	親会社株主に帰属する当期純利益	7,107
経 常 費 用	35,334		
資 金 調 達 費 用	1,956		
預 金 利 息	1,144		
譲 渡 性 預 金 利 息	58		
コ ー ル マ ネ ー 利 息 及 び 売 渡 手 形 利 息	2		
債 券 貸 借 取 引 支 払 利 息	0		
借 用 金 利 息	152		
そ の 他 の 支 払 利 息	598		
役 務 取 引 等 費 用	3,076		
そ の 他 業 務 費 用	1,940		
営 業 経 費	26,361		
そ の 他 経 常 費 用	2,000		
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	1,459		
そ の 他 の 経 常 費 用	540		
経 常 利 益	11,187		

## 独立監査人の監査報告書

平成28年5月11日

株式会社 岩手銀行  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 福田 厚 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 奥村 始史 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 成島 徹 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社岩手銀行の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第134期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 独立監査人の監査報告書

平成28年5月11日

株式会社 岩手銀行  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 福田 厚 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 奥村 始史 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 成島 徹 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社岩手銀行の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社岩手銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。  
以 上

## 監査役会の監査報告書

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第134期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査の計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会、常務会、コンプライアンス委員会等重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な会議の議事録及び決裁書類等を閲覧し、本部及び営業店において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社等については、子会社等の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社等に対し事業の報告を求め、その業務及び財産の状況を調査いたしました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社等からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を企業会計審議会が定める「監査に関する品質管理基準」等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

##### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

##### (2) 計算書類及び附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

##### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年5月13日

株式会社 岩手銀行 監査役会

常勤監査役 佐藤 克也 ㊟

常勤監査役 池田 克典 ㊟

(社外監査役)

社外監査役 小原 忍 ㊟

社外監査役 吉田 瑞彦 ㊟

以上

## ＜インターネットにより議決権を行使される場合のお手続きについて＞

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、平成28年6月22日（水）午後5時15分までに行使していただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

### 記

#### 1. 議決権行使サイトについて

- (1) パソコン、スマートフォンまたは携帯電話から、当行の指定する議決権行使サイト (<http://www.evotote.jp/>) にアクセスしていただくことによるのみ実行可能です。（ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。）
- (2) インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話によるインターネットのご利用環境やご加入のサービス、ご使用の機種によっては、議決権行使サイトがご利用できない場合があります。  
詳細につきましては、後記のヘルプデスクにお問い合わせください。

#### 2. インターネットによる議決権行使方法について

- (1) 議決権行使サイト (<http://www.evotote.jp/>) において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- (2) 株主さま以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主さまには、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。

#### 3. 複数回にわたり行使された場合の議決権の取扱い

- (1) 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取扱わせていただきますのでご了承ください。
- (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。また、パソコン、スマートフォンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

4. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について  
パソコン、スマートフォンまたは携帯電話による議決権行使サイトへのアクセスに際して発生するインターネット接続料・通信料等は、株主さまのご負担となります。
5. 議決権行使プラットフォームについて（機関投資家のみなさまへ）  
管理信託銀行等の名義株主さま（常任代理人さまを含みます。）につきましては、株式会社ＩＣＪが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、電磁的方法による議決権行使の方法として、当該議決権電子行使プラットフォームをご利用いただけます。

以 上

<システム等に関するお問い合わせ先>  
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

電 話	0120-173-027（通話料無料）
受付時間	午前9時から午後9時まで



# 株主総会会場ご案内略図

**会場** 岩手県盛岡市中央通一丁目2番3号  
岩手銀行本店9階会議室

**電話** 019 (623) 1111 (代表)



当行本店



【お願い】駐車台数に限りがございますので、公共交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。